

三重とこわか国体・三重とこわか大会 とこまる広場売店等設置運営要項の運用について

三重とこわか国体・三重とこわか大会とこまる広場売店等設置運営要項（以下「要項」という。）「4 取扱商品およびサービス」について、新型コロナウイルス感染防止のため、次のとおり取り扱う。

1 食品・飲料の取扱いについて

- (1) 売店等で取り扱う食品・飲料は、持ち帰り可能な食品・飲料に限る。
- (2) 要冷蔵・要冷凍の食品・飲料を取り扱う場合は、保冷剤等と併せて販売すること。
- (3) 試食・試飲は提供しないこと。

【取扱い可の食品・飲料の例】

- ・持ち帰りを前提とした個包装（密封容器）の菓子、パン、加工食品等
- ・野菜・果物等
- ・ペットボトル飲料、紙パック飲料等

【取扱い不可の食品・飲料の例】

- ・会場での飲食を前提とした食品・飲料（弁当、アイスクリーム、持ち帰りが出来ない容器で提供される飲料等）

附則

この運用は、令和3年5月7日から施行する。